

評価基準及び評価項目について（案）

- ① 応募者の提案について、項目ごとに、原則としてA～Eの5段階評価を行う。
- ・ A：非常に優れている B：優れている C：普通（標準） D：劣っている E：非常に劣っている（基準点は、A=5、B=4、C=3、D=2、E=1）
 - ・ 提案内容がない又は全く評価に値しないなど不適切なものはEとする。
- ② 「経済的基盤」の項目については、A～Cの評価を同点とする。
（基準点は、A～C=5、D=3、E=1）
- ③ 「地場中小企業の活性化」の項目については、以下のとおり評価を行う。

地場企業 (かつ中小企業)	構成団体					
	全て	全て	全て	一部	一部	なし
評価及び基準点	A=5	B=4	C=3		D=2	E=1

※いわゆるみなし大企業は「中小企業」に含めない。

- ④ 最低制限基準を、評価基準表の100点満点中60点とし、これを満たさない場合は選定しない。
- ⑤ 現在の指定管理者については、インセンティブ・ペナルティ制度により、令和3年度に実施した評価委員会における評価に基づき、別途、+3点を付与する。
（基準点は、A=5、B=3、C=0、D=-3、E=-5）
- ⑥ 令和5年4月1日から遡って5年の間に、本市の指定管理業務において、不適切な行為により「業務の停止」又は「改善指導（厳重注意）」を受けた事業者については、当該不適切事案の概要（対象施設、内容、改善状況等）を選定委員に情報提供し、以下の項目における評価の参考とする。（評点に反映することも可能）
- II 施設の管理を的確に遂行するために必要な能力及び経済的基礎／○施設の適切な維持管理
- ⑦ 募集要項に定める期間に、福岡市から競争入札参加停止措置を受けた団体については、委員に参考として情報提供するとともに、別途、5点を減点する。
- ⑧ 募集要項に定める期間に、国又は他の地方自治体から競争入札参加停止措置を受けた団体については、委員に参考として情報提供する。

【参考】福岡市立背振少年自然の家条例（福岡市海の中道青少年海の家条例）

第14条 市長は、少年自然の家（青少年海の家）の管理を指定管理者に行わせようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、少年自然の家（青少年海の家）の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 少年自然の家（青少年海の家）の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 少年自然の家（青少年海の家）の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

（評価基準及び配点表）

評価基準	主な審査の視点	該当様式	配点	基準点	比重	配点
				A	B	A×B
I 市民の正当かつ公平な利用の確保	○施設の設置目的を踏まえた管理運営の基本的な方針 ○管理運営に対する理念・意欲	様式15-1	10	5	2	10
II 施設の管理を的確に遂行するために必要な能力及び経済的基礎	○管理運営の実施体制（共同事業体においては管理責任体制を含む） ○管理運営を適切に行う人員配置、人材育成	様式15-2	45	5	2	10
	○施設の適切な維持管理（施設・設備等の維持管理の考え方、類似施設の運営実績など）	様式15-3 様式14		5	2	10
	○事故等の防止など安全対策、事故等発生後の対処方法 ○危機管理体制	様式15-4		5	2	10
	○苦情等の未然防止及び対処方法 ○個人情報保護に関する取組	様式15-5		5	1	5
	○管理運営を維持できる安定的な経営基盤	団体に関する書類		5	2	10
III 施設の効用の十分な発揮及び管理運営経費の縮減	○事業の実施計画（管理の基準に定める事業の確実な実施、効果的な事業の提案など） ○提案内容の実行可能性	様式15-6	35	5	2	10
	○学校利用に対する配慮（基本的な考え方、利用調整、トラブル防止など）	様式15-7		5	2	10
	○利用者に対するサービスの向上（施設利用に係る利用者視点の取組など）	様式15-8		5	1	5
	○利用団体増の方策（団体種別に応じた利用促進の取組みなど）	様式15-9		5	1	5
	○経費節減の取組 ○収支計画の妥当性	様式15-10 様式16		5	1	5
IV 市施策への寄与	○市の施策に寄与する取組	様式15-11	10	5	1	5
	○地場中小企業の活性化	様式11		5	1	5
合計			100			100

地場中小企業の活性化…福岡市に主たる事務所（登記上の本店）を有しているか

中小企業（みなし大企業を除く）であるか